

船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、企業の再投資を促進するとともに、雇用機会の拡大を促進し、市の経済の活性化を図るため、再投資しようとする企業に対し、予算の範囲内において、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再投資 既に設置されている工場、研究所、流通加工施設（以下「工場等」という。）の生産性の向上等を図るため、当該工場等の他に工場等を新築し、若しくは当該工場等を増築し、若しくは改築し、又は償却資産を取得することをいう。
- (2) 償却資産 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第4号から第6号まで、及び第9号に規定する資産を除く。）をいう。
- (3) 投下資産額 再投資を行うために必要な建物及び償却資産の取得（これに準ずるものを含む。）に要する費用をいう。
- (4) 常時雇用者 次条第1項に規定する再投資計画の認定を受けた工場等において、従事する者（当該事業を行う者が雇用する者で、週の勤務時間が20時間以上でかつ、3月を超えて雇用される者）をいう。
- (5) 正規雇用者 常時雇用者のうち、雇用期間の定めがなく雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であること。
- (6) 操業 次条第1項に規定する再投資計画の認定を受けた工場等の設備の全部を事業の用に供することをいう。
- (7) 雇用者数認定期間 操業開始の日から起算して3月前の日から操業開始の日から6月経過した日までの期間をいう。
- (8) 敷地面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第1号の敷地面積をいう。
- (9) 延床面積 建築基準法施行令第2条第1項第4号の延べ面積をいう。
- (10) 不動産取得税相当額 地方税法第4条第2項第4号に規定する不動産取得税の税額に相当する額をいう。
- (11) 固定資産税相当額 地方税法第5条第2項第2号に規定する固定資産税の税額に相当する額をいう。
- (12) 都市計画税相当額 地方税法第5条第6項第1号に規定する都市計画税の税額に

相当する額をいう。

(13) 流通加工業 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第2条第1号に規定する流通加工に係る事業をいう。

(14) 事業高度化 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第3条第3項に規定する事業高度化をいう。

(15) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（法第2条に規定する中小企業及び小規模企業以外の会社。以下同じ。）が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(16) 小規模企業者 中小企業者のうち常時雇用者の数が20人以下の企業をいう。

(17) 高度人材 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項の博士の学位を有する者であつて、工場等で研究開発の業務に専ら従事するものをいう。

(18) 成長産業 医療・健康及び環境・エネルギーに係る産業をいう。

（再投資計画の認定）

第3条 再投資を行おうとする企業で、この要綱に基づく補助金の交付を申請しようとする者は、再投資に関する計画（以下「再投資計画」という。）について、再投資計画認定申請書（第1号様式）を市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。

2 再投資計画の認定の申請は、工場等の建物の建設に着手する日、又は取得に係る契約の締結をする日より前に行わなければならない。なお、償却資産の取得を伴う場合は、工場等の建物の建設に着手する日、又は取得に係る契約の締結をする日、若しくは最も早く取得する償却資産の取得日より前のいずれか早い日までに再投資計画認定申請書を提出しなければならないものとする。

3 市長は、再投資計画が次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、その認定を行い、その旨を再投資計画認定可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(1) 再投資計画に定める事業が別表に規定する再投資の種目の交付対象の要件に該当し、又はその見込みがあること。

(2) 再投資計画が具体的であり、確実に実施されると見込まれること。

(3) 周辺地域の環境の保全その他地域との共生を図るために必要な事項について配慮されていること。

- 4 前項の再投資計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）は、当該再投資計画を変更しようとするときは、再投資計画認定変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
- 5 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その旨を再投資計画認定変更承認可否決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 6 合併、分割その他の事由により認定企業から第3項の認定に係る再投資計画（第4項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る事業の全部を承継した者が当該認定企業の地位を承継するときは、再投資計画認定地位承継届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。
- 7 認定企業は、認定計画を中止し、又は廃止したときは、速やかに認定計画中止（廃止）届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。
- 8 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消し、再投資計画認定承認取消通知書（第7号様式）により、認定企業に通知するものとする。
 - (1) 認定企業が偽りその他不正の手段により認定計画の認定を受けたとき。
 - (2) 認定計画が第3項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 第3項による通知を受けた日（以下「認定日」という。）から1年を経過しても工場等の整備に着手しないとき又は同日から3年を経過しても操業を開始しないとき。ただし、市長がやむを得ない事情であると認める場合は、この限りで無い。

（補助金の交付対象等）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、中小企業者もしくは小規模企業者であつて、工場等を操業している者かつ工場等の建物及び償却資産を所有する者に限るものとする。

- 2 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種目、要件、補助額、補助の限度額及び期間は、別表のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表で規定する補助対象施設で実施される事業が、次のいずれかに掲げる事業の場合は、補助対象とならない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業
 - (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - (3) その他市長が不相当と認める事業（操業開始届）

第5条 第3条第3項の認定を受けた者は、操業を開始した日から30日までの期間に操

業開始届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（新規・転入雇用者数の届出）

第6条 雇用創出支援を申請しようとする者は、雇用者数認定期間終了日を含む30日までの期間に、再投資企業促進事業（雇用創出支援）新規・転入雇用者数届出書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとするときは、次項の定める日までに、再投資企業促進事業補助金交付申請書（第10号様式）を市長に申請するものとする。

2 工場等の建物に係る不動産取得税の納税通知並びに建物に係る固定資産税・都市計画税及び償却資産に係る固定資産税の納税通知があった日から起算して30日までの期間、若しくは、雇用認定期間が経過した日から起算して30日までの期間のいずれか遅い日。

（交付の決定及び条件）

第8条 前条の規定による交付の申請があったときは、市長は、提出書類等を審査し、交付の可否を決定し、その旨を再投資企業促進事業補助金交付可否決定通知書（第11号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に、次に掲げる条件を附するものとする。ただし、第6号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合はこの限りでない。

(1) 補助事業の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(4) 操業を開始する日から起算して5年を経過する日までの間、認定計画に従い、当該認定計画に係る事業を実施すること。

(5) 操業を開始する日から起算して5年を経過する日の属する市の会計年度の末日までの間、補助事業の遂行状況（補助事業の完了後にあっては、認定計画に係る事業の実施状況）について作成した事業状況報告書（第12号様式）を当該会計年度終了後速やかに市長に提出すること。

(6) 市税を納税していること。

(7) その他市長が必要と認める条件

（変更（中止・廃止）承認申請）

第9条 前条第2項1号又は第2号の承認を受けようとするときは、再投資企業促進事業

補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更（中止・廃止）の承認及び決定）

第10条 前条の規定による承認申請があったときは、市長は、提出書類等を審査し、承認の可否を決定し、その旨を再投資企業促進事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第14号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 工場等の建物に係る不動産取得税、建物に係る固定資産税・都市計画税及び償却資産に係る固定資産税の完納した日から起算して20日までの期間又は交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに再投資企業促進事業補助金実績報告書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、雇用創出支援を申請しており、操業開始の日から1年経過した日が、工場等の建物に係る不動産取得税、建物に係る固定資産税・都市計画税及び償却資産に係る固定資産税の完納した日より遅い場合は、操業開始の日から1年経過した日から起算して20日までの期間に提出するものとする。

（額の確定等）

第12条 前条の規定により実績報告の提出があった後に、再投資企業促進事業補助金額確定通知書（第16号様式）により補助金の額を通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 前条の規定により通知を受けた者は、再投資企業促進事業補助金交付請求書（第17号様式）により当該交付の額を市長に請求しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を再投資企業促進事業補助金返還命令書（第18号様式）により命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。
- (2) 別表に規定する期間において、工場等の建物に係る不動産取得税、建物に係る固定資産税・都市計画税又は償却資産に係る固定資産税を減額する更正を受けたとき。
- (3) 操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。
- (4) 第16条の規定に違反したとき。
- (5) 雇用創出支援に係る補助事業を除き、船橋市再投資企業促進事業補助で交付された補助額の内訳と、千葉県立地企業補助金交付要綱（平成26年千葉県告示第404号）に基づき交付された補助金が重複したとき。

(6) その他市長が補助することが不相当と認めるとき。

(補助金の経理)

第15条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保存しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存すべき期間は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止にあつては、その承認を受けた場合を含む。）から起算して10年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(財産の処分を制限する期間)

第16条 補助金の交付対象となった財産の処分（建物又は償却資産を取り壊し又は廃棄すること）を制限する期間は、補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、操業を開始する日から5年又は当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。）のいずれか短い期間とする。

2 前項に規定する期間において、補助事業者は補助金の交付対象となった財産について、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が事業資金の調達のために金融機関等に対し担保に供することについてはこの限りでない。

(市内中小企業への委託及び優先利用)

第17条 認定企業は、工場等の建築工事、又は工場等で必要とする加工、輸送、印刷、包装等業務の委託及び加工原材料等がある場合は、市内中小企業を優先利用し、地場産業の助長に努めること。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、認定企業であつて、当該認定から3年を経過する日までに工場等の設置が完了し、操業するものについては、この告示の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市立地等企業促進事業補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以降に立地等計画の認定申請を行うものについて適用し、同日前に立地等計画の認定申請を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降に再投資計画の認定申請を行うものについて適用し、同日前に立地等計画の認定申請を行ったものについては、なお従前の例による。

別表

種目	要件	補助額	限度額 及び期間
再 投 資	<p>次の各号に掲げる要件に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 製造業の用に供する施設、自然科学研究所、流通加工業の用に供する施設を市内で既に設置し、操業している企業が、市内に工場等を新築、増築、改築、又は設備投資をして操業すること。 2 中小企業者は投下資産額が1,500万円以上、小規模企業者は投下資産額が750万円以上であること。 3 再投資に係る操業を開始する日において、再投資計画認定申請書を市長に提出した日における常時雇用者の数以上であること。 4 工場等の拠点の集約化等、事業高度化に資するものであること。 5 市内において、三年以上操業していること。ただし、千葉県立地企業補助金に該当する場合はこの限りではない。 	<p>新たに取得した家屋に係る不動産取得税相当額及び固定資産税相当額（都市計画税相当額含む）、並びに償却資産に係る固定資産税相当額の合計額（成長産業に係る工場等の再投資にあつては当該合計額に、家屋に係る固定資産税相当額（都市計画税相当額含む）及び償却資産に係る固定資産税相当額の合計額に十分の二を乗じて得た額を加算した額）</p>	<p>1億円 ×3年間</p>
雇 用 創 出 支 援	<p>次の各号に掲げる要件に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再投資の種目に該当すること。 2 雇用者数認定期間に、正規雇用者を雇用すること。 	<p>操業開始日から1年経過した時点で、雇用者数認定期間内に雇用された正規雇用者又は本市に転入した正規雇用者36万円/人、うち高度人材については60万円/人</p>	<p>6千万円 ×1年間</p>

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

再投資計画認定申請書

船橋市長 あて

住所

名称

代表者役職氏名

再投資計画について、船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第3条第1項の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

添付書類

- (1) 企業概要書（別紙1）
- (2) 事業概要書（別紙2）
- (3) 商業・法人登記に関する履行事項全部証明又は法人登記簿謄本の写し（発行後3か月以内のもの）。
- (4) 資本金の出資者のわかる書類（法人税申告書の別表ニ「同族会社の判定に関する明細書」等）
- (5) 補助金交付に係る確認書（別紙3）
- (6) その他市長が特に必要と認める書類-

第2号様式（第3条関係）

年 月 日 号

住所

名称

代表者役職氏名

様

船橋市長

再投資計画認定可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった再投資計画認定申請書について、船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

認定する

1 種目

2 所在地

3 予定補助対象年度（初年度） 年度

認定しない

（理由

）

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

再投資計画認定変更承認申請書

船橋市長 あて

住所

名称

代表者役職氏名

年 月 日付 号により認定された計画認定を変更することについて、承認を受けたいので、船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第3条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 種目

（別表に掲げる種目を記入）

2 所在地

3 変更の内容

変更前

変更後

4 変更の理由

5 計画認定変更承認履歴

年 月 日付 号

6 その他

7 添付書類

- (1) 企業概要書（別紙1）※内容の変更があった場合
- (2) 事業概要書（別紙2）※内容の変更があった場合
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

第5号様式（第3条関係）

年 月 日

再投資計画認定地位承継届出書

船橋市長 あて

住所
名称
代表者役職氏名

船橋市再投資企業促進事業補助金の交付を受ける施設を承継したので、船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第3条第6項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 種目
- 2 所在地
- 3 施設を承継した日 年 月 日
- 4 承継の理由
- 5 承継後の変更事項
- 6 補助事業者の事業を承継したことを証する書類

第6号様式（第3条関係）

年 月 日

認定計画中止（廃止）届

船橋市長 あて

住所
名称
代表者役職氏名

認定計画を中止（廃止）したので、船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第3条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 種目

2 所在地

3 中止（廃止）の理由

4 中止（廃止）年月日

年 月 日

第7号様式（第3条関係）

号
年 月 日

住所

名称

代表者役職氏名

様

船橋市長

再投資計画認定承認取消通知書

年 月 日付、 号で認定通知した計画について、船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第3条第8項の規定により、当該計画認定を取消したので、下記のとおり通知します。

記

1 種目

2 所在地

3 取消の理由

第8号様式（第5条関係）

年 月 日

操業開始届

船橋市長 あて

住所

名称

代表者役職氏名

年 月 日付 号により認定を受けた事業計画に係る施設の操業を開始したので、船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、届日から起算して5年を経過する日の属する市の会計年度の末日までの間、事業状況報告書（第12号様式）を当該会計年度終了後速やかに提出します。

記

1 種目

2 所在地

3 整備完了日 年 月 日

4 操業・稼働開始日 年 月 日

5 常時雇用者 人

6 再投資計画認定変更承認履歴 年 月 日 号

7 添付書類

- (1) 常時雇用者がわかる名簿
- (2) 再投資を行った工場等の建物の登記簿謄本
- (3) 市長が特に必要と認める書類

第9号様式（第6条関係）

年 月 日

再投資企業促進事業（雇用創出支援）
新規・転入雇用者数届出書

船橋市長 あて

住所
名称
代表者役職氏名

船橋市再投資企業促進事業の雇用者数認定期間における正規雇用者の新規・転入雇用者数について、船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 種目
- 2 所在地
- 3 操業開始日 年 月 日
- 4 雇用者数認定数期間 年 月 日から 年 月 日まで
(操業開始の日を含む3月前から操業開始の日の翌日以降6月後まで)
- 5 雇用者数認定期間に雇用した船橋市民の正規雇用者 人
うち雇用者数認定期間に雇用した船橋市民の高度人材 人
雇用者数認定期間に船橋市内に転入した正規雇用者 人
- 6 添付書類
 - (1) 対象となる正規雇用者の名簿（別紙4）
 - (2) 対象となる正規雇用者の雇用保険被保険者証の写し
 - (3) 対象となる正規雇用者の船橋市居住確認同意書（別紙5）
 - (4) 高度人材が対象となる場合は、対象者が博士号を取得したことが確認できる書類の写し
 - (5) その他市長が特に必要と認める書類

第10号様式（第7条関係）

年 月 日

再投資企業促進事業補助金交付申請書

船橋市長 あて

住所
名称
代表者役職氏名

船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円
(内訳)

建物に係る不動産取得税相当額	円
建物に係る固定資産税・都市計画税相当額	円
償却資産に係る固定資産税相当額	円
雇用創出支援	円

2 補助対象年度 年度分（ 年目）

3 計画認定 年 月 日付 号
(変更承認) 年 月 日付 号

4 常時雇用者 人

5 添付書類

(1) 商業・法人登記に関する履行事項全部証明又は法人登記簿謄本の写し（発行後3か月以内のもの）。

(2) 直近の決算書類

(3) 家屋の不動産登記事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のもの）

(4) 取得した家屋の不動産取得税の納税通知書及びその明細が確認できる書類、家屋・償却資産の固定資産税、都市計画税の納税通知書及びその明細が確認できる書類

(5) 投下資産額が確認できる書類

(6) 千葉県立地企業補助金交付要綱（平成26年6月5日告示第444号）第3条1項の規定による知事の認定を受けている場合にあつては、当該知事の認定を証する書類の写し及び立地計画の認定申請書の写し

(7) 市税納付確認書（別紙7）

(8) その他市長が特に必要と認める書類

・操業開始の日から1年を経過していない場合

(9) 雇用創出支援内訳表（別紙6）

・操業開始後1年を経過している場合

(10) 雇用創出支援実績報告書（別紙8）

第11号様式（第8条関係）

号
年 月 日

住所

名称

代表者役職氏名

様

船橋市長

再投資企業促進事業補助金交付可否決定通知書

年 月 日付けでありました船橋市再投資企業促進事業補助金交付申請について、船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

交付する

交付しない（理由（ ））

1 補助金の交付決定額 円（ 年度分（ 年目））

（内訳）

建物に係る不動産取得税相当額	円
建物に係る固定資産税・都市計画税相当額	円
償却資産に係る固定資産税相当額	円
雇用創出支援	円

2 種目

3 所在地

4 補助対象年度 年度から 年度まで（ 年間）

5 交付の条件

- （1）補助事業の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- （4）操業を開始する日から起算して5年を経過する日までの間、認定計画に従い、当該認定計画に係る事業を実施すること。
- （5）操業を開始する日から起算して5年を経過する日の属する市の会計年度の末日までの間、補助事業の遂行状況（補助事業の完了後にあつては、認定計画に係る事業の実施状況）について作成した事業状況報告書（第12号様式）を当該会計年度終了後速やかに市長に提出すること。
- （6）市税を納税していること。
- （7）その他市長が必要と認める条件

第12号様式（第8条関係）

事業状況報告書

年 月 日

船橋市長あて

住所

名称

代表者役職氏名

船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第8条第2項第5号の規定により、下記のとおり事業状況の報告をします。

記

1. 操業開始日 年 月 日

2. 補助事業の種目

3. 船橋市への直近納税金額

法人市民税		円
事業所税		円
固定資産税 および 都市計画税	土地	円
	家屋	円
	償却資産	円

4. 経理状況等

本補助事業による効果（直近の決算額）	
(1) 売上高	
(2) 経常利益	
(3) 常時雇用者数	
(4) 市内企業との取引 （新たに発生した取引先をご記入ください）	
(5) その他効果や自由意見	

第13号様式（第9条関係）

年 月 日

再投資企業促進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

船橋市長 あて

住所

名称

代表者役職氏名

年 月 日付け 号により補助金の交付決定のあった船橋市再投資企業促進事業を次のとおり変更（中止・廃止）することについて、承認を受けたいので船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 種目

2 所在地

3 変更（中止・廃止）内容

4 変更（中止・廃止）理由

5 変更（中止・廃止）年月日

年 月 日

第14号様式（第10条関係）

号

年 月 日

住所

名称

代表者役職氏名

様

船橋市長

再投資企業促進事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった再投資企業促進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書について、船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

変更（中止・廃止）承認する

1 種目

2 所在地

3 変更（中止・廃止）の内容

4 予定補助対象年度（初年度）

年度

変更（中止・廃止）承認しない

（理由

）

第15号様式（第11条関係）

年 月 日

再投資企業促進事業補助金実績報告書

船橋市長

住所

名称

代表者役職氏名

印

年 月 日付け 号により補助金の交付決定のあった船橋市再投資企業促進事業補助金の実績について、船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 種目

2 所在地

3 補助金の交付決定額 円（ 年度分（ 年目））

4 常時雇用者 人

5 添付書類

（1）取得した家屋に係る不動産取得税の納税証明書または領収書の写し

（2）取得した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の納税証明書または領収書の写し

（3）取得した償却資産に係る固定資産税の納税証明書または領収書の写し

（4）その他市長が特に必要と認める書類

・雇用創出支援を申請し、交付申請時に提出していない場合

（5）雇用創出支援実績報告書（別紙8）

第16号様式（第12条関係）

号
年 月 日

住所

名称

代表者役職氏名

様

船橋市長

再投資企業促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付で、実績報告のあった補助事業について、下記のとおり再投資企業促進事業補助金の交付額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金交付確定額 円（ 年度分（ 年目））
- 2 種目
- 3 所在地

第17号様式（第13条関係）

年 月 日

再投資企業促進事業補助金交付請求書

船橋市長 あて

住所

名称

代表者役職氏名

印

船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定日 年 月 日 号
- 2 補助年度 年度
- 3 種目
- 4 交付決定額 円
- 5 交付確定額 円
- 6 今回請求額 円（（ 年度分） 年目）
- 7 添付書類
(1) 再投資企業促進事業補助金確定通知書の写し
(2) その他市長が特に必要と認める書類

第18号様式（第14条関係）

号
年 月 日

住所

名称

代表者役職氏名

様

船橋市長

再投資企業促進事業補助金返還命令書

船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり船橋市再投資企業促進事業補助金の返還を命じます。

記

- 1 返還すべき金額 円
- 2 返還期限 年 月 日 まで
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 交付決定日 年 月 日 号
- 6 補助年度 年度
- 7 補助金の交付決定額 円
- 8 補助金の既交付額 円
- 9 補助金の交付確定額 円

企業概要書

1 主な事項

企業名			
本社所在地			
主な事業所の所在地			
代表者			
全従業員数		資本金	
設立年月日		決算期	
業種 (日本標準産業分類)			
主な事業内容			

※ 企業の概要を説明するパンフレットその他参考資料を添付してください。

※ 従業員数には、週の勤務時間が20時間以上で、かつ、3月を超えて雇用される者の数を記入してください。

2 過去3年間の収支状況

区分	期		期		期	
	年 ～	月 年 月	年 ～	月 年 月	年 ～	月 年 月
売上高	百万円		百万円		百万円	
経常利益	百万円		百万円		百万円	
税引後当期利益	百万円		百万円		百万円	

3 手続きに関する担当者

連絡先	氏名		所属	
	電話		e-mail	

事業概要書

1 認定をうけようとする種目について

種目	
----	--

2 認定を受けようとする事業の概要について

施設名称		
用途地域		
施設の種類の		
当該施設における 事業内容等	主要業務	
	売上高 (操業・再投資後の予定)	百万円/年 (工場等の場合フル操業時
	再投資の目的、効果等について	
	物的労働生産性もしくは価値 労働生産性の向上率見込	%

※ 「当該施設における事業内容等」の項については、工場・流通加工施設の再投資を行おうとする者にあつては当該工場における生産品目、生産（出荷額）の見込み、研究開発施設の再投資を行おうとする者にあつては研究開発の内容を記載してください。

物的労働生産性＝生産数量÷従業者数、価値労働生産性＝生産額÷従業者数で求め、再投資後の向上率の見込みをご記載ください。（いずれかが10%以上の向上が補助要件です。）

3 スケジュールについて

工場・流通加工施設	着工・設備導入予定日	年 月 日
研究開発施設	竣工・設備導入完了予定日	年 月 日
操業開始予定日	年 月 日	

4 建築物（固定資産税家屋分）について

建築面積	m ²	用途	
(うち増設部分)	(m ²)	構造	
延床面積	m ²	階層	地上 階 地下 階
(うち増設部分)	(m ²)	取得予定価格	百万円
設計者		担当者の 連絡先	TEL
			e-mail
建設業者		担当者の 連絡先	TEL
			e-mail

※計画の土地利用計画図、緑地計画図、平面図、立面図を添付してください。

5 償却資産（固定資産税）について

(単位:百万円)

種類	取得資産	取得予定金額
構築物		
機械及び装置		
工具、器具 及び備品		

※補助対象資産の詳細表をご記入ください。

6 投資に必要な資金の額及び調達方法

(単位:百万円)

取得予定価格	調達方法			補助金	備考
	自己資金	借入金	その他		

※うち補助金には、再投資に際し、国・県・市その他の補助金等について交付（予定）がある場合に記載すること。

7 再投資に伴う雇用の状況及び計画

再投資 雇用計画	計画申請時の 常時雇用者数	操業開始時の常時雇用者数		
		合 計	正規雇用者数	非正規雇用者数
	人	人	人	人

※常時雇用者 工場等の所有者が直接雇用する者で、週の勤務時間が20時間以上で、かつ、3月を超えて雇用される者。

※正規雇用者 雇用期間の定めがなく雇用保険法第4条1項に規定する被保険者である者

8 再投資に係る環境保全に関する取り組み

大気関係 (粉塵及び悪臭関係)	
水質関係 (土壌汚染関係を含む)	
騒音振動関係	
廃棄物関係	
その他	

船橋市再投資企業促進事業補助金交付に係る確認書

船橋市長

船橋市再投資企業促進事業補助金の交付を受けるにあたり、補助金の交付対象となった家屋については取得の日から5年間、償却資産についてはその耐用年数又は5年間の短い方の期間において、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないことを確約します。（ただし、事業資金の調達のために金融機関等に対し担保に供することは除く。）

また、船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第4条第3項に掲げる事業に該当していないこと、及び将来にわたり該当しないことを確約します。

なお、上記の確約を違え、当方の事由により補助事業を廃止する、又は船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第4条第3項にかかげる事項に該当することが判明した場合には、過年度に遡り、交付された船橋市再投資企業促進事業補助金を返還することに同意します。

なお、船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第17条の規定につきましても、地場産業の助長に繋がるよう努力します。

年 月 日

住所

名称

代表者役職氏名

(補助金の交付対象等)

第4条 第1項及び第2項、省略。

3 前項の規定にかかわらず、別表で規定する補助対象施設で実施される事業が、次のいずれかに掲げる事業の場合は、補助対象とならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) その他市長が不相当と認める事業

(市内中小企業への委託及び優先利用)

第17条 認定企業は、工場等の建築工事、又は工場等で必要とする加工、輸送、印刷、包装等業務の委託及び加工原材料等がある場合は、市内中小企業を優先利用し、地場産業の助長に努めること。

別紙 5

船橋市居住確認同意書

船橋市長 あて

正規雇用者名	
正規雇用者住所	
生年月日	年 月 日
雇用年月日	年 月 日
勤務先企業名	

使用目的	船橋市再投資企業促進事業補助金交付申請に伴う市内住民登録の確認のため
出先部署名	経済部商工振興課
住民票謄本 確認 同意記入欄	市内に住民登録していることを、住民登録担当課で確認することに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません 正規雇用者名 _____
<p>同意をいただいた場合、正規雇用者が市内に居住していた期間を確認するため、雇用者数届出時と実績報告時の2回、住民登録担当課にて確認させていただきます。</p> <p>また、同意いただけない場合は、雇用者数届出時と実績報告時に、住民票の写し・公共料金の領収書等を提出していただきます</p>	

(市確認欄) ※以下には記入しないでください。

商工振興課確認欄	
雇用者数届出時	実績報告時
確認 未確認	確認 未確認
年 月 日	年 月 日

雇用創出支援内訳表

- 1 操業開始日 年 月 日
- 2 雇用者数認定期間 年 月 日から 年 月 日まで
(操業開始日を含む3月前から操業開始日の翌日から6月経過した日まで)
- 3 雇用者数認定期間における船橋市民の正規雇用者及び船橋市内へ転入した雇用者数
人
(a)
- 4 3のうち、高度人材 人 (b)
- 5 雇用創出支援補助金額 円
 $(a - b) \times 360,000$ 円 + $b \times 600,000$ 円、上限60,000,000円

提出日： 年 月 日

別紙 7

船橋市長あて

市税納付確認書

以下の同意欄にチェックしてください。

市 税 納 付 確 認 同 意 記 入 欄	私に関する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに □同意します □同意しません
同意する場合、以下の申請者欄をご記載の上、商工振興課に提出してください。	
同意しない場合、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、商工振興課に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3週間以内に市税を納付した場合は、その領収書をご持参ください。税務課で確認印を受ける場合、多少お時間を要する場合がありますので予めご承知置きください。	

※申請者は、申請者欄を自筆でご記載ください。法人の場合、代表者印を押印してください。

※なお、代理人が申請に来庁する場合のみ、委任欄まで記載し、押印してください。

申請者欄	申請者	住所	
		氏名・名称（カナ）	
		氏名・名称	印
		生年月日（法人は不要）	年 月 日
委任欄	代理人 (窓口に来られる方)	住所	
		氏名	
	上記の者を代理人と定め、市税納付確認に関する事項について委任します。	委任者（申請者）氏名	印
使用目的	船橋市（ ）申請に伴う納税確認のため 提出先部署名：（ ）		

(市記入欄) ※以下には記載しないでください。

住民（法人）コード																			
税目、本人確認書類チェック欄										税務課確認欄									
船橋市税全税目 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証、<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他（ ） </div>										滞納なし (日付入確認印)									
										(確認日記入)									
年度・税目指定欄 (指定ある場合のみ)																			

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

本確認書の有効期間は税務課確認日より3か月間とします。

別紙8

雇用創出支援実績報告書

船橋市長宛て

- 1 操業開始日 年 月 日
- 2 雇用者数認定期間 年 月 日から 年 月 日まで
(操業開始日を含む3月前から操業開始日の翌日から6月経過した日まで)
- 3 雇用者数認定期間における船橋市民の正規雇用者及び船橋市内へ転入した雇用者数
人
(a)
(操業開始日の1年後において引き続き市内に在住し、かつ雇用されている者に限る。)
- 4 3のうち、高度人材 人 (b)
- 5 実績額 円
(a - b) × 360,000円 + b × 600,000円、上限60,000,000円
- 6 添付資料
 - (1) 雇用創出支援の対象となる正規雇用者の名簿 (別紙4)
 - (2) 雇用創出支援の対象となる正規雇用者の直近3カ月の給与明細書の写し
 - (3) 雇用創出支援の対象となる正規雇用者が高度人材の場合は、対象者が博士号を取得したことが確認できる書類

年 月 日

住所

名称

代表者役職氏名

印